

# 平成 30 年度 男女共同参画審議会

○日 時：平成 30 年 7 月 23 日（月）

午前 9 時 30 分～

○場 所：精華町役場 201 会議室

## 平成29年度男女共同参画推進事業実施報告

月	事業実施内容	備考
4月	男女共同参画審議会委員(交代4名)及び推進会議委員(新規4名)任命	
	新規採用職員研修（人権・男女共同参画）	参加者15名
	男女共同参画ミニ通信Vol.53「男女平等 日本は111位」	
5月	28日　ふれあいまつり『男女共同参画コーナー』	パネル展示・アンケート等
	男女共同参画ミニ通信Vol.54「メディアの影響に要注意」	
6月	男女共同参画推進研究会委員任命	12名
	23~29日　男女共同参画週間啓発	パネル展示等
	27日　第1回男女共同参画審議会	
	男女共同参画ミニ通信Vol.55「23日から男女共同参画週間」	
7月	男女共同参画ミニ通信Vol.56「ポジティブ・アクションとは」	
8月	23日　人権男女共同参画講座（仲岡しゅん「LGBT・性的マイノリティの人権課題」）	参加者58名
	男女共同参画ミニ通信Vol.57「まちの男女共同参画、進捗」	資料1、資料2
9月	8日　男女共同参画推進研究会(ワーキンググループ)	参加者9名
	男女共同参画ミニ通信Vol.58「男性の育児」	
10月	17日　男女共同参画推進会議研修「働くあなたのワーク・ライフ・バランス」	参加者40名
	男女共同参画ミニ通信Vol.59「LGBTの人の生き辛さ」	
11月	男女共同参画審議会委員任命	
	12~25日　DV防止啓発週間（18~26日：パネル展示、13日：街頭啓発）	
	町内医療機関等にDV防止啓発冊子の配布	
	男女共同参画ミニ通信Vol.60「DVへの誤解はありませんか」	
12月	7日　男女共同参画講座「色彩講座～色の力で人生を輝かせよう！～」	参加者46名
	22日　第2回男女共同参画審議会「従業員の活躍支援への取り組み」	
	男女共同参画ミニ通信Vol.61「その交際、おかしくない？」	
1月	成人式参加者に若者向け啓発冊子の配布	約400人
	男女共同参画ミニ通信Vol.62「防災に女性の視点を」	
2月	男女共同参画ミニ通信Vol.63「育児・介護のダブルケアとは？」	
3月	男女共同参画ミニ通信Vol.64 「精華町こころの相談室」とは？」	

ふれあいまつり(5月28日開催)



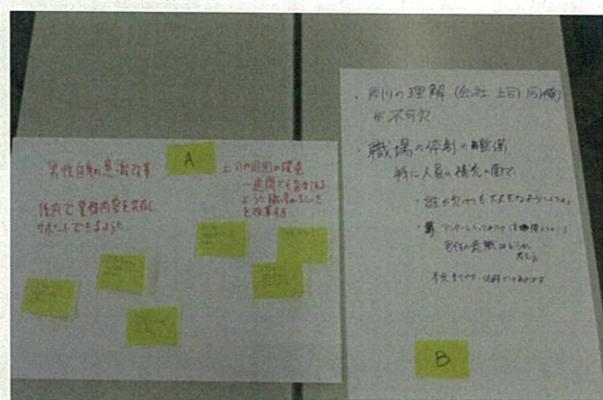
男女共同参画週間パネル展示(6月23日～29日)



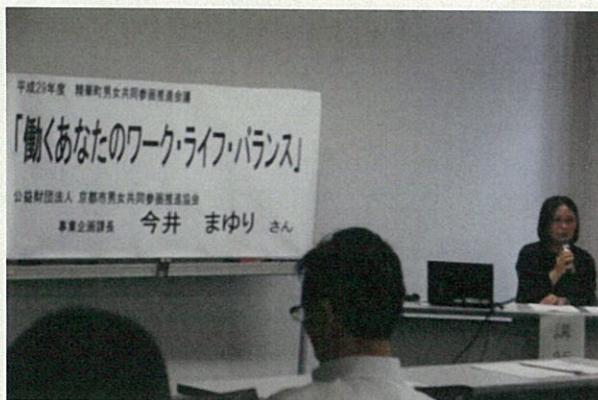
人権男女共同参画講座(8月23日開催)



男女共同参画推進研究会(ワーキンググループ)(9月8日開催)



## 男女共同参画推進会議研修(10月17日開催)



## DV防止啓発週間パネル展示(11月18日～26日)



## DV防止啓発該当啓発(11月13日)



## 男女共同参画講座(12月7日)



# 男女平等 日本は111位

日本の男女平等度合いは世界的にはどのくらいだと思いますか。昨秋「ジェンダー・ギャップ指数2016」が世界経済フォーラムから発表されました。この指數は、経済・教育・健康・政治の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味します。日本は0.660で144カ国中111位でした。昨年の101位から順位を落としました。G7主要先進国7カ国で50位以内に入っているのは日本だけで、ロシア、インド、中国よりも下位にあります。

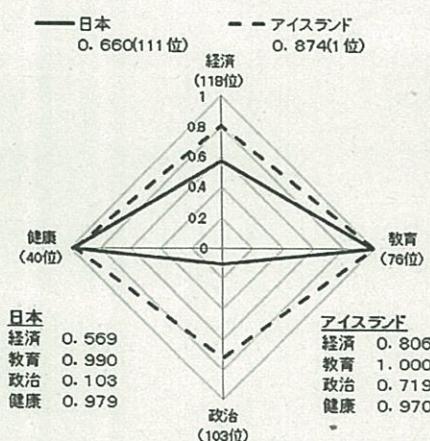
**71年前と変わらない？政治の世界**

昭和21年、戦後初の衆議院議員総選挙で女性が初めて参政権を行使し、39人の女性国会議員が誕生、衆議院議員に占める女性の割合は8.4%でした。71年後の現在、衆議院議員に占める女性の割合は44人で9.3%、参議院議員に占める女性の割合は50人で20.7%と依然として少なく、政治分野への女性の参画はあまり進んでいません。

現状をスピーディーに打破し、女性が国的重要な意思決定に参画できるようにするための一つの方法が、候補者・議席の一定比率を女性に割り当てる「クオータ制」です。諸外国では数十年前から「クオータ制」を導入し成果を上げています。一方、女性自身がチャレンジ精神を持ち、活躍の機会があれば尻込みせずに挑んで経験を積み、力を付けていくことも大切です。

■人権啓発課男女共同参画係 95 |

## ジェンダー・ギャップ指数（2016）



格差が大きい「経済」「政治」分野  
指数を分野別に示したのが左図です。

日本の男女平等度合いは世界的にはどのくらいだと思いますか。昨秋「ジェンダー・ギャップ指数2016」が世界経済フォーラムから発表されました。この指數は、経済・教育・健康・政治の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味します。日本は0.660で144カ国中111位でした。昨年の101位から順位を落としました。G7主要先進国7カ国で50位以内に入っているのは日本だけで、ロシア、インド、中国よりも下位にあります。

**健康分野と教育分野はほぼ平等な状態です。しかし、経済分野と政治分野は格差が大きく、日本の順位低迷の原因になっています。**

健康分野と教育分野はほぼ平等な状態です。しかし、経済分野と政治分野は格差が大きく、日本の順位低迷の原因になっています。

テレビや新聞・インターネットなどメディアから得られる情報には、偏った情報や悪意のある情報も混じっています。

しかし、私たちは物の見方や考え方、行動の仕方までメディアから大きな影響を受けています。メディアの特性を理解して使いこなし、流れる情報を取捨選択して活用する能力を「メディア・リテラシー」といいます。メディアの情報をうのみにせず、誰が、どんな目的で、何を伝えようとしているかを考えて、情報を主体的に活用することが大切です。

メディアの影響の怖さがあります。

## 大切なメディア・リテラシー

「子どもを寝かしつけた後、洗濯物を片付けた」「その子はお気に入りの青い靴をはいてサッカーをした」と聞くと、あなたはどんな情景を思い浮かべますか。実はこれは父親と女の子の描写です。好きな色やスポーツは人それぞれ、一概に性別では決められません。家庭内の役割も、性別にかかわらず家族で分担している家庭もあります。

しかし、家事育児をするのは女性、青色やサッカーを好むのは男の子というイメージを持つ人が多いのではないかでしょうか。

4

「子どもの寝かしつけ」「青い靴」「サッカー」などの言葉が、性別による偏見や誤解を抱く人々の心に根付いてしまっており、それが社会の構造を形成するにつながります。そのため、性別による偏見や誤解を抱く人々の心に根付いてしまっており、それが社会の構造を形成するにつながります。

メディアから影響を受けずに生活することは現代では困難です。メディア・リテラシーを身に付けて、メディアで描かれる女性像・男性像にとらわれて生き方の選択肢を狭めることのないようにしましょう。

■人権啓発課男女共同参画係 95 |

## 23日から男女共同参画週間



毎年6月23日～29日は男女共同参画週間です。今年は女性も男性も活躍できる職場を作るためのキャッチフレーズとして「男で○、女で○、共同作業で○」が選ばれました。

男女共同参画社会というと難しく聞こえるかもしだせんが、家庭や職場、学校や地域など社会のあらゆる場で、性別に関わらず誰もが個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合う社会のことを言います。「参画」とは、単に参加するだけでなく、自ら進んで責任を持つ関わるという意味があります。

少子高齢化が進み今後人口が減少していく我が国において、男女共同参画社会の実現はとても重要な意味を持っています。

### 精華町の「男女共同参画通信」今昔

この「男女共同参画ミニ通信」の前身である「精華町男女共同参画通信」は、今からちょうど10年前の平成19年3月に第一号が発行されました。表紙の見出ちは「男子厨房に入るべし」で、男性対象の料理講座に30～70歳代の16人が参加した記事が掲載されています。これは「家庭」という場で男女共同参画を始めようという試みでした。

その後、「カジダン」「イクメン」といった家事や育児に積極的にかかわる男

性を表した言葉も生まれました。家事や育児、介護など、男だから、女だからといつて役割を固定しないで柔軟な意識を持つことが大切です。あなたの家庭や職場の男女共同参画はどのくらい進んでいますか。

### 子どもの頃から男女共同参画を

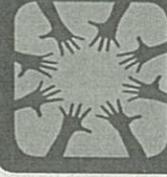
男女共同参画社会を築いていくためには、次世代を担う子どもたちがこれを正しく理解し、自立や協力の意識を持つことが欠かせません。しかし、社会にはまだ「男だから、女だから」といった性別に基づく固定的な意識や考え方は根強く、子どももその影響を受けて育ちます。

あなたは性別の縛りにとらわれず、やりたいことができていますか。子どもは、自分の家庭や学校、まわりの大人をよく見ていています。子どもが性別にとらわれずに将来の進路や職業・家庭像を描くことができるよう、私たち大人が一度、日ごろの言動や意識を見直してみませんか。

國人権啓発課男女共同参画係 95-1919

6月22日(木)～29日(木)、町立図書館前で男女共同参画に関するパネルを展示します。

## ポジティブ・アクションとは



「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」とは、一般的に、社会的に不利な立場に置かれている者に対し、実質的な機会の平等をめざして行う暫定的な取り組みをいいます。

日本における女性の参画は、他の先進諸国と比べるとまだ低い水準にあります。それは、日本には固定的な性別役割

分担意識が根強くあるためで、現状では男女の置かれた社会的状況にはさまざま格差があります。そこで、男女間の格差を是正するための効果的な取り組みが必要とされ、その方法のひとつがポジティブ・アクションです。

ポジティブ・アクションには、性別を基準に一定の人数や比率を割り当てるクオータ制や、達成すべき目標と期間を示してその実現に努力するゴール・アンド・タイムテーブル方式など、多様な手法があります。

### 企業でのポジティブ・アクション

例えば、勤続年数が長い女性労働者が多数いるにもかかわらず、管理職になつている女性が男性と比べて極めて少ない企業の場合、「3年間で女性管理職20%増加」という目標を掲げ、昇進・昇格基準の明確化や、女性に対する昇進・昇格

試験受験の奨励、女性管理職候補者を対象とする研修の実施などを行います。

こうした取り組みによって、女性労働者のモチベーションが向上したり、男性労働者が刺激を受けたり、女性ならではの視点や細かな配慮による新たな価値観が生み出されたりしています。

### 政治分野では：

日本の衆議院議員に占める女性議員の割合は9・3%です。国会議員（下院または一院）に占める女性の割合を国際的に比較すると、平成29年1月現在、日本は193カ国中163位という下位になります。【注】

諸外国において女性議員が増加した背景には、女性の政治参画の拡大に向け議席や候補者の一定割合を女性に割り当てるクオータ制の導入があります。政治分野における女性の参画は、政治に多様な民意を反映するために極めて重要です。日本の政治分野での男女共同参画を諸外国並みに押し上げるには、今後、クオータ制などのポジティブ・アクションの導入が必要になるかもしれません。

【注】内閣府男女共同参画局作成「女性の政治参画マップ2017」

國人権啓発課男女共同参画係 95-1919

## まちの男女共同参画、進捗



精華町では、「すべての人が個人として尊重され、個性と能力を十分に發揮する」とのできる男女共同参画社会の実現」を目指し、平成27年3月に、「精華町第2次男女共同参画計画」を策定しました。計画の中では、取り組みを進めるための指標と、平成31年度の目標値を設定しています。今回は平成27年度から平成28年度までの進捗状況などをお知らせします。

※（—）は目標値

- ▼5年間の累積の目標値に対する2年間の進捗状況
- 男女共同参画に関する研修会などへの参加人数：391人（1000人）
- DV防止啓発資料の作成・配布：3860部（1万部）
- ふれあいサロンの開設地区数：32カ所（33カ所）
- 父子手帳および父親向けの啓発冊子の配布数：863部（3250部）
- ボランティア養成研修会の実施：2回（5回）
- ▼単年度目標値に対する平成28年度状況
- 人権研修会の実施：3回（3回）
- メディア・リテラシー向上のための広報誌への記事の掲載：1回（1回）

1919  
国 人 権 啓 発 課 男 女 共 同 参 画 係 団 95 -

- 町役場の男性職員の育児休業取得率：9.1%（10%）
- 子育て世代における女性の労働率（国勢調査）：30～34歳..68%（77%）、35～39歳..67%（63%）
- 審議会などの女性委員登用割合：28.5%（40%）
- 特定健診、乳がん、子宮がん検診受診率：39.3%、34.9%、24.3%（60%、50%、50%）
- 女性委員のいる審議会の割合：86.7%（100%）
- 町役場の女性管理職比率（課長級以上）：7.5%（30%）

### 目標値を目指して

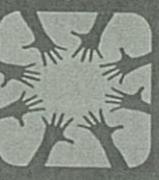
昨年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、精華町役場も事業主として、「精華町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定したところです。

性別にかかわりなく、誰もが「多様な生き方が選択できる男女共同参画のまち」を目指し、目標値に近づけるよう、住民の皆さんや、町役場職員に対する各種施策の取り組みや啓発を続けていきます。

- 男性の育児休業取得率 3.1%
- 男性の育児休業取得率は、平成11年当時0.4%。250人赤ちゃんが生まれて育児休業をとった父親はたった1人という低い割合でした。昨年度は3.1%で、100人赤ちゃんが生まれて3人の父親が育児休業をとった計算になります（年次有給休暇や配偶者出産休暇は育児休業に含まれない）。
- 取得期間では、「5日未満」の取得が最も多く全体の56%を占めています。[注1]

[注1] 厚生労働省「平成28年度雇用均等基本調査」  
[注2] 総務省「平成23年社会生活基本調査」  
國 人 権 啓 発 課 男 女 共 同 参 画 係 団 95 -

## 男性の育児



「育児をしない男を、父とは呼ばない」

これは平成11年、厚生省（現在の厚生労働省）が作成し話題になったポスターのキャッチフレーズです。「お父さんでいる時間を、もっと。1日17分。日本のお父さんが育児に当てている

平均時間です。一人でつくった子どもなのに、これではお母さん一人で育てていらみたい。妊娠や出産が女性にしかできない大仕事なら、育児は男性にもできる

んじゃない大仕事なら、育児は男性にもできるみたい。妊娠や出産が女性にしかできない大仕事なのではないでしょうか。お父さんたちには子育ての楽しさ、大変さを、もっと知ってほしい」さて、18年後の現在、状況は変化したでしょうか。

### 男性の育児時間は39分

平成23年の調査で、6歳未満の子どもを持つ父親の1日あたりの家事育児時間は67分、そのうち育児時間は39分でした。[注2] 平成11年と比べると育児時間は22分増えているものの、先進国の中では最低の水準にあります。

### 子育てにかかる時間は短い

イクメン（育児を積極的に行う男性）・カジダン（家事に積極的に取り組む男性）という言葉の広がりと共に、家庭や育児に手伝いではなく主体的に参画する男性も増えています。

子育てにかかる時間は人生の中で決して長くはありません。希望する男性が育児休業を取得でき、子育てにかかるような社会を作っていくましょう。

[注1] 厚生労働省「平成28年度雇用均等基本調査」  
[注2] 総務省「平成23年社会生活基本調査」  
國 人 権 啓 発 課 男 女 共 同 参 画 係 団 95 -

## LGBTの人の生き辛さ

「生まれながらの体の性別に違和感がなく、好きになるのは異性である」という人が多い中、少数ではあるけれど、そうではない人たちがいるのを知っていますか？例えば自分の体の性別に違和感がある、恋愛対象が同性であるという人たちは、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）や、LGBTという言葉で表現されます。LGBTとは、レズビアン（女性の同性愛者）・ゲイ（男性の同性愛者）・トランスジェンダー（体の性と心の性が一致せず違和感を持つ人）の頭文字を合わせた言葉です。

### 変えていくのはあなたです

ある「異性愛」の人が、今日から「同性愛」に変えなさいと言われても難しいことと同じなのです。

最近ではテレビでLGBTのタレントを目にすることも増え、それによってLGBTの認知度が上がった面もありますが、LGBTの人たちが傷つくような悪意のある冗談やからかいの言葉は世の中にあるふれています。

LGBTの人たちは「まだ結婚しないの？」、「彼女は？」、「彼氏は？」といった言葉でも返答に困り傷ついているのです。

### 正しい知識を持っていますか？

LGBTの人の割合は日本の人口の約7.6%【注】で、13人に1人いることになります。100人規模の職場であれば7人はいる計算になり、身近で何人ものLGBTの人に出会っているはずです。あなたの周りには、差別や偏見を恐れて言い出せない人がたくさんいるのです。

LGBTは生まれつき持つ生まれたもの性質なので、病気でもなく、矯正するものでもなく、本人の意思で変えることもできません。例えば、異性が恋愛対象で



## DVへの誤解はありませんか

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある（あつた）相手から振るわれる暴力です。殴る・蹴るといった身体的暴力、暴言や脅しなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力など、さまざまな暴力があります。加害者は、相手を自分の思い通りに支配するために暴力を振ります。

### DVを正しく理解していますか？

DVは犯罪行為も含む重大な人権侵害であり被害も深刻ですが、夫婦間の問題と片付けられがちです。DVについて、次のような誤解はありませんか？

#### ○暴力をふるうのは特別な人物？

加害者は、年齢、学歴、職業、収入、社会的地位などに関係なく存在します。誰に対しても威圧的な態度をとる人もいれば、職場や地域など外的には優しく人あたりがいい人もいます。○DVと夫婦げんかは同じ？

DVは、力の強い者から弱い者に対する一方的に継続してふるわれる暴力です。互いに対等な立場で意見や気持ちをぶつけあう夫婦げんかとは全く違います。

#### ○暴力を振るわれる側にも問題がある？

暴力を振るわれる側に責任はありません。加害者は、「お前が悪いからだ」

と被害者に落度があつたかのように責

任転嫁したり、何かと理由をつけて暴力を正当化したりしますが、どんな理由があつても暴力は許されません。

○優しい時もあるからDVではない？

加害者はいつも暴力を振るっているわけではありません。「イライラがたまつていく緊張期」、「暴力を振るう爆発期」、「謝ったり優しくしたりするハネムーン期」を繰り返し（ハネムーン期がない場合もあり）、次第にエスカレートしていきます。優しい時があるまつた暴力が繰り返されるのです。

### まず、相談してください

「自分さえ我慢すれば」「いつかは変わってくれる」と思っているうちに、被害は深刻になっていきます。どうか、勇気を出して相談してください。

#### 【DV相談窓口】

木津警察署	京都府家庭センター	京都府南部家庭支援センター	精華町役場	人権啓発課
午前9時 ～午後8時	午前9時 ～午後8時	午前9時 ～午後5時	平日午前9時 ～午後5時	平日午前9時 ～午後5時
195 19	172 10	143 11	99 10	95 19
19 19	10 01	99 10	19 19	19 19



# その交際、おかしくない？



好きだから交際しているのに、相手を怖いと思うたり、顔色を見ながらびくびくしたりしていませんか？もしそうなら、それは「デートDV」かもしません。デートDVとは、交際相手（元交際相手を含む）から振るわれる暴力です。相手が思い通りにならないと殴ったり脅したりして傷つけ、その後は謝ったり優しくしたりしてつなぎ止め、またイライラが募ると暴力を振るうといったことを繰り返し、暴力で相手を支配しようとするのです。男女ともに被害を受けています。

## 「私の彼・・・」

はじめは両思いになれて最高な気分だった。でも、「友だちと会う」と言うと「俺と友だちとどっちが大事なんだ！」って怒鳴るから、最近は友だちの誘いを断っている。すると彼は機嫌がいい。どこで何してたか毎日報告させられる。窮屈だから「報告するの嫌だ」と言つたら、「彼女なら言うことをきくのが当然だ」と突き飛ばされた。「裸の写真送つて」と言われて、嫌だつたけど怖くて断れなかつた。彼に「別れたい」と言つたら、「別れるなら死ぬ」と脅された。

## 「俺の彼女・・・」

「彼女はかわいい。でも、会えば『ケイタイ見せて』って言われLINEを

チェックされる。何か気に入らないことがあると「バカ」「死ね」と言つてたたいてくる。たたいた後は「ごめんね。もうしないから」と謝つて優しくなる。もう何度もたたかれて嫌だけど、好きだから我慢している。デートは楽しいが、いつもおごらがあるのでバイトを増やした。バイト中は携帯を持てないので「LINEの返信が遅い」とまた怒られてつらい。

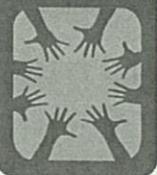
## 相談してください

DVには、殴る・蹴るなどの身体的暴力、怒鳴る・侮辱するなどの精神的暴力、性行為の強要・下着姿や裸の写真の要求・避妊に非協力などの性的暴力、電話やメールのチェック・行動や交友関係の制限などの社会的暴力、いつもおごらせる・借りたお金を取り戻さないなどの経済的暴力があります。暴力を受けると、相手を恐れて自分の意見が言えなくなつていきます。

デートDVは親密な二人の間で起こるため、ひどいことをされているのに「愛されているからだ」と勘違いしていることがよくあります。束縛は愛ではありません。何かおかしいなと思つたら、ぜひ相談してください。

2018年1月

# 防災に女性の視点を



平成7年に都市の直下で震度7の地震が起きた阪神・淡路大震災、そして、平成23年に地震による巨大な津波が発生した東日本大震災では、多くの方が避難所での生活を余儀なくされました。避難所では、性別や世代別、障害の有無、国籍などに対応したきめ細かな支援が必要です。今回は、男女共同参画の視点から、震災後の避難所で女性がどのような事に困り、どのような要望があつたのか、そしてどのような対策をとれば良いのかを考えてみましょう。

## 避難所で生活した女性の声と要望

「女性にとって必要な物質である生理用品が、なかなか配布されませんでした。ようやく届いても、男性によって配布されたため、もらいにいけない若い女性がいました。赤ちゃんのいる女性は、粉ミルク、離乳食が配布されても、哺乳びんや離乳食を食べさせるスプーンがなく、また、おむつは配布されても、おしりふきは配布されずに困っていました。女性の要望を的確に把握し、適切に対応するため、女性の物資担当者や配布担当者がいて欲しいと思いました」

過去の震災では、避難所は男性を中心と運営されました。内閣府男女共同参画局は「避難所運営の中心を担う自治会長の96%近くが男性」と発表しています。そのため、女性が必要とする配慮について、男性に理解してもらうことが重要です。

避難生活を女性にとって少しでも安全・安心なものとし、肉体的・精神的負担を緩和するためには、避難所の設計・運営に、女性のニーズや視点を取り入れることが必要です。女性も防災活動に積極的に参加しましょう。

間人権啓発課男女共同参画係 95-119

所は、女性にも配慮して設計して欲しいと思いました。乳幼児はぐずつたり、夜泣きをしたりするので、子どものいる女性は心も体も休まる時間がありません。子どもが遊べる空間や乳幼児がいる家庭エリアがあればいいなと思いました」「夜、女性の布団に男性が入ってきたことがあつたので、防犯ブザーやホイッスルがあればいいなと思いました。夜に外に設置された簡易トイレに行くことに恐怖を覚えたので、安全にいける男女別トイレの設置が必要だと思いました」

## 育児・介護のダブルケア



育児と同時に親の介護も担うことを「ダブルケア」といいます。これまで、育児と介護を担う時期には時間差がある場合が多かったのですが、以前に比べ晩婚化が進み高齢出産が増えたことなどから、今後もダブルケア状態になる人が増えていくのではないかと考えられています。介護はいつ始まるか、いつまで続くか予測できないことも多く、育児に比べると先が見えにくい面があります。内閣府の「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査(平成28年)」を見てみましょ

### 約25万人がダブルケア

調査によると、ダブルケアを行っている人は約25万人と推定されています。

その内訳を男女別にみると、女性が約17万人、男性が約8万人となっています。女性の方がダブルケアの負担を多く抱えています。

年齢別では男女とも30~40歳代が全体の約8割を占めていて、平均年齢は40歳前後です。これは、育児だけを行う人と比べ4~5歳高く、介護だけを行う人よりも20歳程度低くなっています。

### ダブルケアと仕事

ダブルケアを行っている人のうち、男性は9割以上、女性は約半数が働いてい

ます。ダブルケアに直面した場合の「仕事の業務量や労働時間」を見てみると、「仕事の業務量や労働時間を変えなくてすんだ」は男性では約48%ですが、女性は約30%です。

その理由として、「家族の十分な支援が得られた」が男性は約47%であるのに対し、女性は約27%にとどまります。女性の場合は「育児サービスや病院・老人福祉施設等が利用できた」ことが理由の上位に挙げられています。「仕事の業務量や労働時間を減らした」は、男性は約18%ですが女性は倍以上の約38%です。そして、そのうち男性の2.6%、女性の17.5%は離職しています。

ダブルケアになつた場合、女性は6人に1人が離職に追い込まれるなど、男性に比べて仕事に大きな影響を受けることが分かります。

### 多様で柔軟な働き方

ダブルケアを行う世代は30~40歳代の働き盛りです。離職すると経済的な不安を抱えたり、キャリアが中断したりします。働きたいと望む人が、育児や介護をしながらも働き続けられるように、多様で柔軟な働き方ができるような制度や環境整備の充実が望まれます。

間人権啓発課男女共同参画係  
95-1919

## 精華町こころの相談室とは？



仕事のこと、職場や家庭・近隣での人間関係のこと、生き方、子育ての悩みなど、生きていればさまざまな悩みが生まれます。そんな時、皆さんはどのように対処していますか。自分の状況や気持ちを人に話すことによって問題が整理されて、気持ちが楽になった経験はありませんか。

人は誰かに悩みを聞いてもらうことによって、実際の状況は何も変わらなくても、物の捉え方や気持ちの持ちようが変化し、悩みが軽くなることがあります。

### 「精華町こころの相談室」とは？

町では、町民の皆さんのがこころの悩みを相談できる場所として「精華町こころの相談室」を開設しています。

相談は無料で、1回50分の面接相談です。相談日は月4回あり、本誌と町木一ムページに毎月掲載しています。事前に電話で予約をしてください。

- ・予約専用電話 国98-13909
- ・電話受付時間 平日午前10時~午後4時

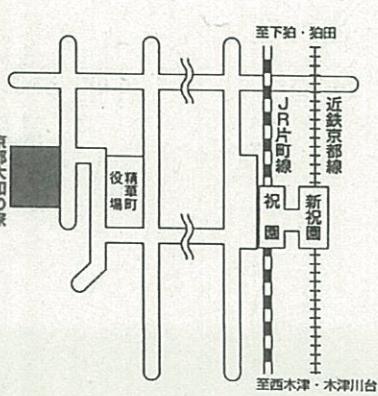
相談場所は、町役場から西に徒歩約3分の「京都大和の家」(下地図参照)です。相談には「京都大和の家」の臨床心理士や家庭支援専門相談員などが対応します。相談員には男性も女性もいます。秘

密は厳守されますので、気になることや不安に思うことがありますたら、一人で悩まず相談してください。

### 男性もぜひ相談を

男性は女性に比べて、何か困った時に誰かに相談したり、助けを求めるなりするのが苦手だといわれています。そこには、「男は弱音を吐くべきではない」「男性は人に相談すべきではない」といった性別役割分担意識や「男らしさ」の影響があると考えられています。

しかし、悩みを一人で抱え込まず、愚痴をこぼしたり、誰かに相談したりすることは、実はとても大切なことです。一人で頑張りすぎず、気軽に相談してください。



間人権啓発課男女共同参画係  
95-1919

## 平成30年度男女共同参画推進事業実施計画（案）

- 1) パネル展示
  - ・ふれあいまつり（5/27）
  - ・男女共同参画週間（6/23～6/29）
  - ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）
- 2) 広報
  - ・男女共同参画ミニ通信 年間12回 広報「華創」・町ホームページ
  - ・マザーズジョブカフェ、京都府男女共同参画センター事業等の周知
- 3) 住民向け講座
  - ・人権男女共同参画講座 8月8日 伊藤真波氏
  - ・男女共同参画講座 12月17日 近畿財務局
- 4) 啓発資材配布
  - ・パネル展示の際に、カードや冊子等啓発資材を配架
  - ・DV防止啓発冊子の配布  
(町内保育所、子育て支援センター、大和の家、町内医院)
  - ・街頭啓発 11月12日～25日の間で1回
  - ・町立図書館でDV関連書籍等の紹介パンフレット及び啓発資材配架11月中
- 5) 庁内推進体制
  - ・男女共同参画推進会議 7月17日 佐倉智美氏（NPO法人SEAN）
  - ・男女共同参画推進研究会（ワーキンググループ）年1～2回
  - ・職員研修（新規採用職員研修等） 4月3日
- 6) DV被害者支援
  - ・京都府及び山城管内ネットワーク等会議参加
  - ・相談員配置及び研修参加
  - ・庁内連携会議開催（必要に応じて）
- 7) 相談事業
  - ・精華町こころの相談室事業実施（委託）
- 8) 計画推進
  - ・計画進捗状況調査（全庁）
- 9) 企業啓発
  - ・男女共同参画推進状況調査
- 10) 教育との連携
  - ・成人式で啓発冊子配布

## ○精華町男女共同参画推進条例

平成25年3月29日  
条例第24号

## 目次

## 前文

第1章 総則(第1条～第10条)

第2章 基本的施策(第11条～第20条)

第3章 苦情及び相談への対応(第21条・第22条)

第4章 精華町男女共同参画審議会(第23条)

第5章 雜則(第24条)

## 附則

精華町は、平城京(奈良)、平安京(京都)等の都を結ぶ文化の回廊に位置し、豊かな自然の中で古くから農業を中心に入々の暮らしが営まれてきました。近年、関西文化学術研究都市の中心地として、最先端技術の研究施設や新しい街並みが加わり緑と調和した都市の形成が進んでいます。

わが国では、日本国憲法にうたわれた法の下の平等と、国際社会における取組と連携した男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画社会基本法が制定されました。精華町においても平成17年に精華町男女共同参画基本計画を策定し、一人ひとりが暮らしやすいまちを目指して様々な施策を推進してきました。

しかし、住民の意識には差があり、地区によっては性別による固定的な役割分担意識や慣行が今なお根強く残っており、個々の個性や能力が十分に発揮されていない状況があります。

また、仕事と生活とが調和した社会生活を営むことが難しい環境にもあり、すべての人がお互いの人権を尊重しあい多様な生き方を選択することのできる男女共同参画社会の実現には多くの課題が残され、なお一層の努力が必要です。

今後さらに少子高齢化や社会の急激な変化が進む中、学研都市の中核地にふさわしい活力ある生活環境を実現するためには、社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に取り組まねばなりません。

こうした現状を踏まえ、精華町は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置づけ、町に関わるすべての人が協力・連携して、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる真に豊かなまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、精華町における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本となる事項を定め、「一人ひとりが暮らしやすいまち」を目標に、住民一人ひとりが人権を尊重され、生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別にかかわりなく、すべての人が個人として尊重され、自らの意思により、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場における活動に参画し、個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、共に責任を担うことをいう。
- (2) 住民 町内に居住又は町内で活動するすべての個人をいう。
- (3) 事業者 町内において、営利であるか非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 住民活動団体 町内において活動を行う住民団体及びコミュニティ活動のための組織等をいう。
- (5) 教育関係者 町内において、あらゆる教育及び保育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野での活動における男女間の格差を是正するため、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画する機会を提供することをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者に不快感を与え、就労環境その他の生活環境を害すること、又は不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあつた者の間での、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力をいう。

(9) ワーク・ライフ・バランス 一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭や地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女の人権の尊重 すべての人が個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度及び慣行についての見直し 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行が改善され、住民が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 住民が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者、住民活動団体等その他の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活と社会活動の両立 住民が、互いの協力及び社会の支援の下、家事、育児、介護等の家庭生活における活動及び職業生活、その他の社会における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 次世代の育成 次代の社会を生きる子どもを「こころ豊かに育む」ために、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、住民が共に参画し責任を担い、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりへの取組が進められること。
- (6) 男女の生涯にわたる健康の確保 男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等について双方の意思が尊重されるとともに、生涯を通じて健康な生活を営む権利が保障されること。
- (7) あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解を深める取組 家庭、学校、職場、地域その他あらゆる教育及び学習の機会において、個人として自ら学び、考え、決定して行動することの重要性を認識し、男女共同参画への理解を深めるための取組がされること。
- (8) 性別による人権侵害の禁止 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、ドメスティック・バイオレンス(DV)その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識の下、その根絶を目指すこと。また、男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- (9) 國際的視野での協調 男女共同参画社会の実現に当たっては、国際社会における取組に留意し、国際的な協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図り、住民、事業者及び住民活動団体、教育関係者と協働して、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施しなければならない。

3 町は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 住民は、町が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、雇用している、又は雇用しようとする人について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれる就労環境づくりに努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(住民活動団体の責務)

第7条 住民活動団体は、基本理念に基づき、その団体活動において、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めなければならない。

2 住民活動団体は、町が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければならない。

**(教育関係者の責務)**

第8条 教育関係者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に取り組むよう努めなければならない。

**(性別による人権侵害の禁止)**

第9条 住民は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 住民は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

**(情報及び表現に関する留意事項)**

第10条 住民は、広く提供する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担意識を肯定し、助長し、又は連想させる表現

(2) 性別による暴力的行為を肯定し、助長し、又は連想させる表現

(3) 性別による偏見を肯定し、又は助長する表現

(4) 過度の性的な表現

**第2章 基本的施策****(基本計画)**

第11条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町長は、基本計画を策定又は変更するときは、精華町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、住民の意見を反映せるよう努めなければならない。

3 町長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 町長は、社会情勢の変化に対応し、男女共同参画の推進のため、必要に応じて基本計画の見直しを行わなければならない。

**(施策の策定等に当たっての配慮)**

第12条 町は、あらゆる施策を定め、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

**(推進体制の整備等)**

第13条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備する。

2 町は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

第14条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を定めること及びその推進に必要な事項について、調査研究を行うとともに、その成果を施策に反映させるものとする。

**(住民等の理解を深める取組)**

第15条 町は、住民等の男女共同参画に関する意識及び理解を深めるよう、情報提供及び広報活動等の充実に取り組まなければならない。

**(積極的改善措置)**

第16条 町は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合は、住民等と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めなければならない。

2 町長は、あらゆる審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない。

**(住民等の活動への支援)**

第17条 町は、住民等に対して、男女共同参画の推進活動に関する情報の提供、人材の育成及びその他必要な支援を行うよう努めなければならない。

**(雇用における男女共同参画の推進)**

第18条 町は、事業者に対し、雇用における男女共同参画の推進活動に関する情報提供等必要な支援に努めなければならない。

**(事業者等からの報告)**

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する現状及びその他必要な事項について、事業者及び住

民活動団体等に報告を求めることができる。

(施策の実施状況の公表)

第20条 町長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について、広く住民に周知できるよう工夫して公表しなければならない。

第3章 苦情及び相談等への対応

(苦情等への対応)

第21条 町は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項に関して住民等からの苦情及び意見の申出があった場合は、問題解決に向けた適切な対応をするものとする。

2 町は、相談及び苦情の申出に係る処理制度への住民等の理解を深めるため、その普及啓発を行うものとする。

(相談等への対応)

第22条 町は、性別による差別的な扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は、被害者保護のために必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた適切な対応をするものとする。

第4章 精華町男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第23条 男女共同参画の推進に関して必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として、精華町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第11条第2項に規定する事項のほか、男女共同参画の施策の推進に関し必要な事項について町長に意見を述べることができる。

3 審議会は、町長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

## ○精華町男女共同参画推進条例施行規則

平成25年6月14日

規則第20号

## (趣旨)

第1条 この規則は、精華町男女共同参画推進条例(平成25年条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

## (苦情・意見等の申出)

第3条 条例第21条第1項の規定による苦情及び意見等の申出を行う者は、次に掲げる事項を記載した苦情・意見等申出書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法でこれを行うことができる。

- (1) 申出を行う者の氏名及び住所(団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)  
並びに電話番号
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 申出の年月日
- (5) その他町長が必要と認める事項

## (審査等を行わない申出等)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事項については、処理することができない。

- (1) 判決、裁判等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中の事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、処理することが適当でないと認められる事項

2 前項各号のいずれかに該当するときは、町長は速やかに申出者に対し、当該申出等が処理できない理由を苦情・意見等処理結果通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

## (担当所属への調査等)

第5条 町長は、前条第1項の規定による調査等を行わない事項に該当しない申出については、当該苦情・意見等に関する施策を担当する所属(以下「担当所属」という。)に施策の内容を照会する等の必要な調査等を行うものとする。

## (精華町男女共同参画審議会の意見聴取)

第6条 町長は、前条に規定する調査等のほか、特に必要があると認めるときは、条例第21条第1項及び第23条第2項の規定により、必要に応じて精華町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞くものとする。

## (苦情・意見等の処理決定)

第7条 町長は、第5条に規定する担当所属への調査等及び前条に規定する審議会からの意見を踏まえ、苦情・意見等への処理を決定し、申出者対し、苦情・意見等処理結果通知書(別記様式第2号)により、通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する苦情・意見等の処理決定について、必要と認めたときは、担当所属に対応を指示するものとする。

## (男女共同参画審議会)

第8条 条例第23条に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 精華町住民
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

## (会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第10条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(部会)

第11条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

(関係者の出席等)

第12条 審議会及び部会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第13条 苦情・意見等への対応及び審議会の庶務は、男女共同参画政策主管課において処理する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、町長が行う。